

釜石市住宅用新エネルギー導入支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 災害に強く環境に配慮したまちづくりを推進するため、東日本大震災により被災した釜石市民が、住宅（事務所、店舗等と兼用するものを含む。以下同じ。）に太陽光発電、木質バイオマス熱利用機器等の新エネルギー設備を導入する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で釜石市補助金交付規則（昭和50年釜石市規則第44号）、釜石市補助金交付要領（平成19年釜石市告示第79号。以下「交付要領」という。）及びこの要綱により、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東日本大震災 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及び津波並びに平成23年4月7日に発生した余震による災害をいう。
- (2) 被災者 東日本大震災により、自ら居住していた家屋に被害（全壊、大規模半壊、半壊又は一部損壊をいう。以下同じ。）を受けて、り災証明書の交付を受けた個人（同居する親族を含む。）をいう。
- (3) 新エネルギー設備 太陽光発電システム、家庭用蓄電池及びペレットストーブをいう。
- (4) 太陽光発電システム 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備で、当該太陽電池の最大出力が3キロワット以上のものをいう。
- (5) 家庭用蓄電池 家庭用の電気を蓄電池に蓄えておく装置をいう。
- (6) ペレットストーブ 木質ペレットを燃料とする暖房装置をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、市内に住所を有する被災者であり、かつ、市税を完納している者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、過去に新エネルギー設備に要する経費として市の補助金を受けていない者に限る。

- (1) 平成23年3月11日以降に住宅に新エネルギー設備を設置し、自らが居住し、又は居住を予定している者
- (2) 平成23年3月11日以降に新エネルギー設備が既に設置された建売住宅を購入し、自らが居住し、又は居住を予定している者

(補助対象設備等)

第4条 補助対象設備、補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。なお、補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

補助対象設備	補助対象経費	補助金額	
太陽光発電システム（中古品の設置又は既存設備の修繕を除く。以下同じ。）	太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、インバータ、保護装置、発生電力計、余剰電力販売用電力計及び配線・配線器具の購入費並びにそれらの据付工事に要する経費その他市長が特に認める経費	3千円以上4千円未満	3万円
		4千円以上5千円未満	4万円
		5千円以上	5万円

家庭用蓄電池	家庭用蓄電池、配線・配線器具の購入費並びにそれらの据付工事に要する経費その他市長が特に認める経費	経費（消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。）の10分の1に相当する額。ただし、5万円を上限とする。
ペレットストーブ（薪と兼用できるものを含む。）	ペレットストーブ、排煙設備等の購入費並びにそれらの据付工事に要する経費その他市長が特に認める経費	経費の10分の1に相当する額。ただし、3万円を上限とする。

（交付申請等）

第5条 補助金交付申請の期限は、令和4年2月28日とする。

2 交付要領第3条第1項第5号に規定する其他要綱で定める書類は、次のとおりとする。この場合において、複数の補助対象設備の設置により、当該申請書に添えるべき書類が重複するときは、その部数を1部とすることができる。

- (1) 釜石市住宅用新エネルギー導入支援事業費補助金交付申請調書（様式第1号）
- (2) 釜石市内に住所を有することを証明できるもの（住民票原本又は運転免許証の写し等）
- (3) 建物の所有者の承諾書（自己所有以外の場合）
- (4) 建築確認済書の写し（新築の住宅に設置する場合）
- (5) 設備設置工事に係る見積書又は工事請負契約書の写し
- (6) 売買契約書の写し（建売住宅の場合）
- (7) 設備に要する経費の内訳が確認できる資料（明細書の写し等）
- (8) 設置（予定）場所の位置図
- (9) 設置（予定）箇所のカラー写真
- (10) 市町村が発行するり災証明書の写し
- (11) 納税証明書原本

（届出事項）

第6条 補助申請者は、住所又は氏名を変更したときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届けなければならない。

2 前項の申請には、変更の内容が確認できる資料を添付するものとする。

（完了期限等）

第7条 補助事業の完了及び補助金請求書等の提出期限は、令和4年3月25日とする。

2 交付要領第10条第5号の規定により其他要綱で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 釜石市住宅用新エネルギー導入支援事業費補助金交付請求調書（様式第2号）
- (2) 補助事業に要した費用に係る領収書及び内訳書の写し
- (3) 補助対象設備の設置状況を示すカラー写真
- (4) 電力会社が発行する太陽光受給契約確認書又は竣工検査の試験記録等の写し
- (5) 補助金振込口座の通帳等の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成31年3月31日釜石市告示第35号の4)

この告示は、平成31年3月31日から施行する。

附 則(令和2年3月31日釜石市告示第53号の6)

この告示は、令和2年3月31日から施行する。

附 則(令和3年3月25日釜石市告示第44号)

この告示は、令和3年3月31日から施行する。